

新	旧	備考
貿易保険共通運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略) <u>平成28年 6 月 8 日 一部改正</u>	貿易保険共通運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略)	
第 1 条～第 2 条 (略)	第 1 条～第 2 条 (略)	
(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款（平成13年 4 月 1 日 01-制度-00001）第 4 条第14号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014）第 3 条第11号による事故にあつては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月 1 日 14 - 制度 - 00074）第 3 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017）第 4 条第14号による事故にあつては決済期限から、中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029）第 2 条第11号による事故にあつては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成22年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022）第12条第14号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004）第 3 条第10号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007）第 3 条第11号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008）第 2 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。	(損失防止軽減義務) 第 3 条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款（平成13年 4 月 1 日 01-制度-00001）第 4 条第14号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014）第 3 条第11号による事故にあつては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月 1 日 14 - 制度 - 00074）第 3 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017）第 4 条第14号による事故にあつては決済期限から、中小企業輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029）第 2 条第11号による事故にあつては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成22年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022）第12条第14号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004）第 3 条第10号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007）第 3 条第11号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008）第 2 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。	

新	旧	備考
2～4 (略)	2～4 (略)	
第3条～第7条 (略)	第3条～第7条 (略)	
(回収金の配分及び回収費用の負担における比率) 第8条 日本貿易保険は、貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険又は中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険の各約款に規定する回収金の配分につき、充当すべき債権を指定し、当該債権について、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が取得すべき回収金を算出する。なお、本条に定める各約款に規定する控除利息がある場合は、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として控除利息を被保険者に支払う。 回収金（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額（前条第1項第1号の規定を準用し、支払保険金額に費用に相当する金額が含まれている場合は、当該費用に相当する金額を除く。以下この条において同じ。）／対外未回収額（本項に定める各約款に規定する未回収額について、前条第1項第3号を準用したものをいう。以下この条において同じ。）} 2 (略)	(回収金の配分及び回収費用の負担における比率) 第8条 日本貿易保険は、貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険の各約款に規定する回収金の配分につき、充当すべき債権を指定し、当該債権について、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が取得すべき回収金を算出する。なお、本条に定める各約款に規定する控除利息がある場合は、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として控除利息を被保険者に支払う。 回収金（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額（前条第1項第1号の規定を準用し、支払保険金額に費用に相当する金額が含まれている場合は、当該費用に相当する金額を除く。以下この条において同じ。）／対外未回収額（本項に定める各約款に規定する未回収額について、前条第1項第3号を準用したものをいう。以下この条において同じ。）} 2 (略)	
第9条～第19条 (略)	第9条～第19条 (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年7月4日から実施する。</u>		